

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(公益財団法人大阪市救急医療事業団)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である公益財団法人大阪市救急医療事業団に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

公益財団法人大阪市救急医療事業団

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

健康局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	—
(2)現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか。また、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	指摘事項3
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3)本市からの受託事業が適切になされず、適切に精算されないリスク	ア 本市からの受託事業にかかる精算額の算定が適切になされているか。	—
	イ 本市からの受託事業が、契約書の記載にのっとり適切に実施されているか。	—
	ウ 本市からの受託事業に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
	エ 証ひょう書類の整備及び保存状況は適切か。	—
(4)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項2（1） 指摘事項2（2）
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また会計経理は適切か。	指摘事項1（1） 指摘事項1（2） 指摘事項1（3）

(5) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項2 (2)
(6) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 本法人の会計処理について改善を求めたもの

(1) 消費税等の納付について

消費税法（昭和63年法律第108号）第42条及び第48条によれば、法人は中間申告対象期間ごとにその課税期間の終了の日の翌日から2か月以内に、消費税の申告書を提出するとともに、その税金を納付しなければならないとされている。

しかし、令和4年度において、消費税等に係る中間納付税額（納付期限：令和5年2月28日分）について、納付期限内ではなく令和5年4月20日に納付がなされていた。なお、納付期日の超過により、税務署より延滞税が課されている。

これは、担当者が中間申告を税務署で行ったあと、納付期限まで日数があつたことから同日に納付せず、納付書を保管したまま納付を失念していたものであり、担当者任せにしていたことが原因である。

現状では、納付期日の超過により延滞税が課され、団体の財産が毀損するリスクがある。したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1 (1)]

本法人は、電子申告を利用して税務申告と納付手続を同時に行う手段を講じるなど、納付忘れが生じない手順を構築されたい。また、複数人で支払事務をチェックするなど支払漏れが生じない体制を構築されたい。

(2) 貸倒引当金の見積り計算について

貸倒引当金に関する規程第2条によると、「各事業年度において引き当てるべき額は、貸倒実績率に基づいて計上し、法令等で計上することが要求又は認められている範囲において、未収金の回収不能額を見積り、当該金額を計上する。」と規定されている。

しかし、令和4年度決算において計上すべき貸倒引当金の金額について、令和4年度末日時点における窓口未収金残高に対して回収不能額を見積るべきところを、令和4年度期首時点における窓口未収金残高に対して回収不能額を見積り、貸倒引当金額を計上していた。この結果、令和4年度決算における貸倒引当金期末残高及び貸倒引当金繰入額について、誤った金額が計上されていた。

これは、貸倒引当金の見積計算について、計上額の妥当性をチェックする体制がなかったことが原因である。

現状では、正しい財務諸表が開示されないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1 (2)]

本法人は、財務諸表等の作成に当たっては、担当職員以外の上位者が記載に誤りがないかチェックを行う等、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。

(3) 固定資産における減価償却方法について

本法人の会計規則第19条において「固定資産のうち償却資産は、次の方法により毎会計年度末に減価償却を行うものとする。(1) 減価償却は定額法による」とある。また、財務諸表に対する注記において有形固定資産の償却方法は「利用可能期間に基づく定額法によっております。」と記載されているが、本法人は固定資産の減価償却を定率法で行っている。

これは、これまで法人として固定資産の購入を行ってこなかったこともあり、工具器具備品については、会計規則を確認せずに税法の観点から定率法と思い込んで処理してしまったことが原因である。

現状では、正しい財務諸表が開示されないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1 (3)]

会計規則を正確に把握するとともに、会計規則と実際の会計処理に矛盾が生じないよう、規則に沿った会計処理を行う、または、会計規則を改正するなどの措置を講じられたい。

2 財務諸表の開示について改善を求めたもの

(1) 財産目録の記載について

財産目録は、当該事業年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、使

用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない（公益法人会計基準第7財産目録1財産目録の内容）。

したがって、財産目録においては、勘定科目ごとにその内容を詳細に、正確な金額で記載する必要がある。

しかし、令和4年度の財産目録の流動負債の未払金について相手先ごとの内訳の記載に誤りがあった。

これは、各相手先に対する全ての残高が網羅されていると思い込んでいた資料から各相手先に対する未払金残高を把握していたが、実際には他の資料の残高も合計すべきであることを認識していなかったことが原因である。

現状では、財務諸表等の開示が適正になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2（1）]

本法人は、財務諸表等の作成にあたっては、担当職員以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行う等、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。

（2）注記の記載について

関連当事者との取引の内容については、関連当事者ごとに取引の種類別の取引金額を財務諸表に注記しなければならない（公益法人会計基準注解（注17）関連当事者との取引の内容について第2項（5））。したがって、当該注記において、その内容及び金額について正確に記載する必要がある。

しかし、関連当事者との取引の内容に関する注記について、関連当事者ごとに取引の種類別の取引金額として記載されている金額が決算手続途上の数値であり、最終金額による記載がなされていなかった。

これは、関連当事者との取引の内容に関する注記について、関連当事者ごとに取引の種類別の取引金額として記載されている金額が最終値であることの確認を失念していたことが原因である。

現状では、関連当事者との取引の内容に関する注記が適正になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2（2）]

本法人は、財務諸表等の作成にあたっては、担当職員以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行う等、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。

3 コンプライアンス研修の実施について改善を求めたもの

コンプライアンス規程では、「法人は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。（1）コンプライアンスへの関心を高めること（2）コンプライアンスについての正しい知

識を付与すること」と規定されている（同規程第9条第1項）。したがって、当法人は、当該規程に準拠して所属する職員等に対し実効性のあるコンプライアンスに関する研修等を実施する必要がある。

しかし、コンプライアンス研修の実施状況について、平成27年2月開催の職員研修以降の開催記録が確認できず、その後のコンプライアンス知識のアップデートや、新規採用職員等に対するコンプライアンスに関する研修が実施されていなかった。

これは、コンプライアンス研修の必要性は認識していたものの、勤務形態が異なる職員も多いことから、全体研修としての実施が困難であり、また小規模組織でもあるため、管理職が日々のコミュニケーションを通じてコンプライアンス遵守の必要性が伝達されていると認識していたことが原因である。

コンプライアンスとして求められる正しい知識は年々変化していくものであり、定期的に研修を実施しなければ、コンプライアンス規程第9条にある「コンプライアンスについての正しい知識」を職員が身につけられないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

本法人は、関係職員全員がコンプライアンスについて正しい知識を身につけられるよう、コンプライアンス研修を定期的に行うなど効果的な対策を講じられたい。

第7 その他

留意すべき事項

【本法人及び健康局に対して】

今回の監査では、消費税等の納付遅延における延滞税の発生、財務諸表における未払金の内訳や注記の記載誤り等、複数の初歩的なミスが見受けられ、その原因は、組織的なチェックの体制が不十分であったことによるものである。

本法人は、委託料として多額の公金を受けて事業を行っていることから、財務に関する事務の正確さが求められる。また、公的関与を受けている法人として税の滞納はあってはならないことである。総務部門が小規模といった事情はあるが、担当者任せにするのではなく、今後会計処理等の業務が毎年度適切に行われるよう組織的にチェックできる仕組みを構築するとともに、これまで以上に、監事も含めた会計専門家の助言・指導の積極的な活用等についても検討されたい。

また、健康局においても、会計処理等の団体の事務が適切に行われるよう、本法人と課題や情報の共有などについて、一層緊密な連携を図られたい。